

北海道市町村指導実施要領

第1 趣旨

この要領は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下「高齢者保健福祉課」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第197条第3項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4及び北海道市町村指導実施要綱（平成27年5月28日付け北海道保健福祉部長通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市町村（指定都市、中核市を除く。）又は広域連合等（以下「市町村等」という。）に対する指導に関し必要な事項を定める。

第2 指定・指導監督事務の基本的な考え方等

1 指定事務について

介護サービス事業者の指定、更新、変更、休止、廃止の各事務処理を、法令に基づき適切に行うものであることのほか、新規指定事業者に対する制度理解の促進や休止・廃止事業者の利用者に対する継続的なサービス提供の機会を確保させるものであること。

2 指導監督事務について

（1）運営指導

介護サービス事業者の支援を基本としつつ、介護サービス事業者が利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付対象サービスの取扱い及び介護報酬等に関する事項を周知徹底させるものであること。

（2）監査

事実関係を的確に把握し、利用者の安全確保や公正かつ適切な措置をとるものであること。

第3 指導計画

高齢者保健福祉課は当該年度に事務指導等を行う市町村等を選定し、毎年5月末日までに「市町村指導計画書」（様式1）を策定し、それに基づき、事務指導等を実施する。

第4 集団指導

1 選定基準

原則、毎年度、全ての市町村等を対象とする。ただし、以下の内容等に応じて、対象となる市町村等を選定しても差し支えない。

ア 指導内容

イ 地域区分

ウ 広域連合の構成状況

エ 広域連合への指定・指導監督等事務の委託内容

オ 過去の指導状況

2 実施通知

集団指導の対象市町村等を決定したときは、実施日の概ね2ヶ月前までに、開催日時、場所、指導内容等を文書（実施通知（様式3））により、市町村等に通知する。

3 指導方法

集団指導の対象市町村等を一定の場所に集めて、以下の内容について、講習等の方式により実施する。

- ア 市町村が行う事務の適正な執行に関すること
- イ 制度改正の内容
- ウ 介護サービスの質の向上に関すること
- エ 過去の事務指導、合同指導等の事例
- オ 過去の介護サービス事業者等の処分事例
- カ 関係する他制度の概要

4 欠席した市町村等への対応

他用務等との関係から集団指導に欠席となった市町村等には、当日使用した資料を送付する等の方法により情報提供に努める。

第5 事務指導

1 選定基準

運営指導や監査の実施状況等を踏まえ、概ね過去5年間において事務指導等を実施していない市町村等、若しくは前年度に初めて地域密着型サービス事業者等を指定した市町村等も対象に実施するなど、実情に応じて取り組むものとする。

なお、必要と認められる場合は、随時、指導対象となる市町村を選定し、実施する。

2 実施通知

事務指導の対象市町村等に対し、実施日の概ね1ヶ月前までに以下の事項を実施通知（様式4-1）及び別紙（様式4-2）により、通知する。

- ア 事務指導の根拠規定及び目的
- イ 事務指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等

3 出席者

事務指導に当たっては、介護サービス事業者の指定・指導監督等の事務に関する担当職員等の出席を求めるものとする。

4 指導方法等

（1）指導体制

事務指導は、原則として2名以上の班を編制し、班長は係長又は主査職以上の職員が担当する。

(2) 指導方法

事務指導の対象市町村等を訪問し、以下の内容について、関係書類を基に説明を求め、担当職員等との面談等の方式により実施する。

- ア 介護サービス事業者の指定及び指導監督等の事務体制
- イ 介護サービス事業者の指定等の状況
- ウ 介護サービス事業者に対する指導の状況
- エ 介護サービス事業者に対する監査及び処分等の状況
- オ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備等の状況
- カ その他アからオに関して市町村等が取り組んでいること等

(3) 事前調書

事務指導にあたり、指導に必要な事項をあらかじめ確認するため、市町村等に対し、事前調書(様式5)の提出を求めるものとする。

(4) 指導調書

上記によるほか、指導調書(様式6)を用いて各項目に関する確認を行う。
指導調書は事前に提出を求めるものとする。

5 実施後の処理

(1) 結果調書

指導実施後、指導結果について事務指導結果調書(様式7)を作成する。

(2) 指導区分

事務指導の結果、改善を要すると認められた事項については、以下の区分に応じ、指導区分を決定する。

指導区分	具体的な状況
勸告	法令等に規定されている事項を全く実施していないなど、介護サービスの利用者や事業者に影響が生じる可能性がある場合など。
文書指導	法令等に規定されている事項を実施していない場合など。
口頭指導	法令等に規定されている事項を実施していないが、速やかに改善されることが見込まれる場合や軽微な場合など。
指導なし	

(3) 結果通知

決定した指導区分に基づき、以下により、指導完了後、原則30日以内に事務指導の結果を市町村等に通知し、改善を求める事項については法令等の根拠を明示する。

指導区分	文案等
勸告	様式8-1
文書指導	様式8-2
口頭指導	様式8-2

(4) 改善状況報告書

当該市町村に対して、勧告若しくは文書指導事項がある場合は、通知後、原則2ヶ月以内に勧告事項改善状況報告書(様式9-1)若しくは改善状況報告書(様式9-2)の提出を求めるものとし、具体的な改善内容や実施時期について記載させる。

ただし、特段の事情と認められる場合で「改善予定」や「検討」と記載のあった場合は、改善後速やかに再度報告するよう文書通知し、報告書の提出があった場合は、その改善内容を確認する。

第6 合同指導

1 指導対象の選定基準

次の(1)及び(2)のいずれかに該当する事業者に対し実施する。

- (1) 事務指導の対象となった市町村等が指定等を行った介護サービス事業者の中から、当該市町村等により推薦された介護サービス事業者
- (2) 市町村等から相談や要請があり、合同による指導が必要と判断した介護サービス事業者

2 実施通知

合同指導の対象事業者に対し、実施日の概ね1ヶ月前までに以下の事項を実施通知(様式10-1)及び別紙(様式10-2)により、通知する。

ただし、指導対象となる介護サービス事業者において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

また、事務指導の対象市町村等に対し、合同指導対象事業者あて通知した旨も通知する。

- ア 運営指導の根拠規定及び目的
- イ 運営指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等

3 出席者

合同指導に当たっては、施設長、管理者、生活相談員等、運営状況及び加算請求事務について説明できる職員の出席を求める。

4 指導方法等

(1) 指導体制

上記第5の4の(1)と同様、原則として2名以上の班を編制し、班長は係長又は主査以上の職員が担当する。

(2) 指導方法

市町村等と合同で介護サービス事業者の事務所等を訪問し、関係書類を基に説明を求め、担当職員等との面談等の方式により実施する。

なお、具体的内容については以下を参考に実施する。

- ア 「介護保険施設等指導監査要綱」（平成12年9月1日付け介保第261号保健福祉部長通知）
- イ 「介護保険施設等指導監査要領」（平成12年9月1日付け介保第262号介護保険課長通知）
- ウ 「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）の別添1「介護保険施設等指導指針」

(3) 事前調書

合同指導にあたり、指導に必要な事項をあらかじめ確認するため、対象事業者に対し、事前調書(様式11)の提出を求めるものとする。

(4) 指導調書

上記によるほか、指導調書(様式12-1~10)を用いて各項目に関する確認を行う。

5 指導後の処理

(1) 結果調書

指導実施後、指導結果について合同指導結果調書(様式13)を作成する。

(2) 指導区分

指導結果については、以下の区分に応じ、指導区分を決定する。

指導区分	具体的な状況
文書指導	介護サービスの基準条例(省令)や報酬告示等の要件を満たしていないことが判明した場合など。
指導なし	

(3) 結果通知

決定した指導区分に基づき、以下により、指導完了後、原則30日以内に実地指導の結果を市町村等に通知し、改善を求める事項については法令等の根拠を明示する。

指導区分	文案等
文書指導	様式14-1
指導なし	様式14-2

(4) 改善状況報告書

合同指導の結果、文書指導事項がある場合は、通知後、原則30日以内に改善状況報告書(様式15)の提出を求めるものとし、具体的な改善内容や実施時期について記載させる。

ただし、特段の事情と認められる場合で「改善予定」や「検討」と記載のあった場合は、改善後速やかに再度報告するよう文書通知し、報告書の提出があった場合は、その改善内容を確認する。

第7 随時指導

1 指導対象の選定基準

次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業者に対し実施する。

- (1) 市町村等は監査を実施するため、合同指導とすることができない介護サービス事業者
- (2) 市町村等に対する事務指導の中で、高齢者保健福祉課が確認する必要があると認められる介護サービス事業者
- (3) その他、市町村等との合同指導としては実施することができない特段の事情があると認められる介護サービス事業者

2 実施通知

随時指導の対象事業者に対し、実施日の概ね1ヶ月前までに以下の事項を実施通知(様式16-1)及び別紙(様式16-2)により、通知する。

また、対象事業者の指定及び指導監督等を所管する市町村等に対し、対象事業者あて通知した旨を通知する。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 出席者

随時指導に当たっては、施設長、管理者、生活相談員等、運営状況及び加算請求事務について説明できる職員の出席を求める。

4 指導方法等

(1) 指導体制

上記第5の4の(1)と同様、原則として2名以上の班を編制し、班長は係長又は主査職以上の職員が担当する。

(2) 指導方法

介護サービス事業者の事務所等を訪問し、関係書類を基に説明を求め、担当職員等との面談等の方式により実施する。

なお、具体的内容については以下を参考に実施する。

- ア 「介護保険施設等指導監査要綱」(平成12年9月1日付け介保第261号保健福祉部長通知)
- イ 「介護保険施設等指導監査要領」(平成12年9月1日付け介保第262号介護保険課長通知)
- ウ 「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知)の別添1「介護保険施設等指導指針」

(3) 事前調書

随時指導にあたり、指導に必要な事項をあらかじめ確認するため、対象事業者に対し、事前調書(様式17)の提出を求めるものとする。

(4) 指導調書

上記によるほか、指導調書（様式12-1～10）を用いて各項目に関する確認を行う。

5 指導後の処理

(1) 結果調書

指導実施後、指導結果について随時指導結果調書（様式18）を作成する。

(2) 指導区分

指導結果については、以下の区分に応じ、指導区分を決定する。

指導区分	具体的な状況
文書指導	介護サービスの基準条例(省令)や報酬告示等の要件を満たしていないことが判明した場合など。
指導なし	

(3) 結果通知

決定した指導区分に基づき、以下により、指導完了後、原則30日以内に実地指導の結果を市町村等に通知し、改善を求める事項については法令等の根拠を明示する。

指導区分	文案等
文書指導（市町村等が監査を行い、指定取消を行う場合）	様式19-1
文書指導（市町村等が監査を行い、監査結果が指定取消以外の場合）	様式19-2
文書指導（上記以外）	様式19-3
指導なし	様式19-4

(4) 改善状況報告書

随時指導の結果、文書指導事項がある場合は、通知後、原則30日以内に改善状況報告書（様式20）の提出を求めるものとし、具体的な改善内容や実施時期について記載させる。

ただし、特段の事情と認められる場合で「改善予定」や「検討」と記載のあった場合は、改善後速やかに再度報告するよう文書通知し、報告書の提出があった場合は、その改善内容を確認する。

第8 実施結果等

1 指導実績について

高齢者保健福祉課は、翌年度5月末までに、指導実施結果について「市町村指導実績書」（様式2）を作成し、指導実績を整理する。

2 厚生労働省への報告

市町村指導実績に関し、厚生労働省老健局から照会があれば、必要事項について報告する。

第9 関係部署との連携

1 保険者指導との連携

市町村指導においては、保険者指導を所管する部署との情報の共有化に努め、十分な連携を図る。

2 行政処分等の対応

市町村等が介護サービス事業者の行政処分等を行う場合には、市町村等から高齢者保健福祉課に情報提供するとともに、高齢者保健福祉課から市町村等に必要な助言を行うなど、十分な連携を図りながら、業務を行う。

第10 指導監督事務の適正化

高齢者保健福祉課は、市町村等が行う指導監督等の事務の適正化を図る観点から、必要に応じ、集団指導、事務指導、合同指導若しくは随時指導に加え、又はこれらに代えて市町村指導監督職員を対象にした研修会の実施、北海道（総合振興局及び振興局）が行う居宅サービス事業者、介護保険施設等に対する指導監査に市町村等職員の同行を求めること又は合同指導の実施等の市町村等に対する支援に努める。

附則 この要領は、平成27年 5月28日から施行する。

平成29年 8月 9日一部改正

平成30年 7月24日一部改正

令和 元年12月26日一部改正

令和 3年 4月 1日一部改正

令和 5年 4月 1日一部改正